

報 道 資 料

令和3年4月13日
会計局会計課国費決算係
担当：浅野、布元
0742-22-1101（内）4720
0742-27-8912（ダイヤルイン）

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の返納金（国費）に係る個人情報 記載書類の紛失及び未処理等複数の不適切な事務処理について

会計局会計課において、児童扶養手当、特別児童扶養手当の過払いに対する返納金（国費）の履行延期（分割返納）を承認する手続において、個人情報記載書類の紛失を含む不適切な事務処理がありました。

ご本人及び関係者の方々には、多大なるご迷惑をおかけし、また、県民の皆様の信頼を損ねる事態となったことに対し、心よりお詫び申し上げます。

今後、このようなことが起こらないように再発防止を徹底します。

1. 不適正な事務処理内容

事案① 令和2年度 1件

- ・履行延期承認申請書類（一式）の紛失
申請書類（一式）に含まれる個人情報
住所、氏名、電話番号、児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受給していた事実、
債務額及び履行期限延長理由
- ・未決裁状態での履行延期承認通知書の交付・官庁会計システムへの入力

事案② 令和元年度 2件

- ・未決裁状態での官庁会計システムへの入力
- ・履行延期承認通知書の未交付

事案③ 平成30年度 1件

- ・履行延期承認申請受理後の未処理

2. 発覚の経緯

令和3年3月16日 事案①の履行延期承認に基づく月々の納入通知手続に係る起案が回議された際、同事案の履行延期承認の起案を確認するため、延期承認が綴られた簿冊を確認したところ、当該承認に係る起案文書が綴られておらず、債務者からの申請書類一式についても所在不明であることが発覚

令和3年3月17日 事案①の書類を過年度ファイルに亙り検索したところ②～③の不適正な事案が発覚

3. 現在の対応状況及び今後の対応予定

- ・3事案4件とも、債務者本人に連絡し、謝罪
- ・事案①については、紛失した文書を引き続き検索
- ・事案②については、速やかに手続きを行い、履行延期承認通知書を交付
- ・事案③については、履行延期申請書の再提出をしていただき承認予定

4. 再発防止策

- ◇申請書類について受付記録をし、管理職が進捗状況を管理することにより、処理漏れや遅延を防止
- ◇公印使用管理の厳格化により未決裁文書の施行を防止
- ◇行政文書及び個人情報の適正な管理について、文書管理責任者及び個人情報保護責任者等による研修や執務環境整備等により、行政文書及び個人情報の適切な管理を徹底する。